明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令の一部を改正する省令（総務・農林水産一）　一
○森林組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五）　四
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（同六）　四
○農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・国土交通一）　五
〔公告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、公示送達関係　六
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四

省令

○総務省・農林水産省令第一号

森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第一項及び同法第百条の二十四において読み替えて準用する同法第六十六条第二項第二号の規定に基づき、森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十九日

総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎